

○少年補導委員制度運営要綱について

(平成16年4月1日島少甲第117号県警察本部長例規通達)

最終改正 令和7年3月13日

この度、別添のとおり少年補導委員制度運営要綱を制定し、平成16年4月1日から施行することとしたので、適切かつ効果的な運用に努められたい。

別添

少年補導委員制度運営要綱

1 趣旨

この要綱は、地域社会における少年の非行防止活動等を積極的に促進し、少年警察活動の効果的運用を図るため、主任少年補導委員（以下「主任補導委員」という。）及び少年補導委員（以下「補導委員」という。）制度の運営について必要な事項を定めるものとする。

2 警察署長の責務

- (1) 警察署長（以下「署長」という。）は、主任補導委員及び補導委員の地域社会における少年の非行防止活動等が積極的かつ効果的に推進されるように努めなければならない。
- (2) 署長は、この要綱の運用に当たっては、学校、児童相談所その他の少年の健全育成に係る機関・団体等と緊密に連携し、これらの機関・団体等が実施する青少年対策との協調に努めるものとする。

3 委嘱

- (1) 警察本部長（以下「本部長」という。）は、主任補導委員及び補導委員（以下「補導委員等」という。）を署長の推薦により、委嘱するものとする。
- (2) 署長は、補導委員等の推薦に当たっては、一部の地域に補導委員等が偏らないよう配意し、次の要件を備えている者のうちから推薦しなければならない。
 - ア 少年の健全育成に対する熱意を有すること。
 - イ 精神的、身体的に健全で実行力を有すること。
 - ウ 少年非行防止活動等をするための時間的余裕を有すること。
 - エ 人格円満で識見があり、地域住民からの信望を有すること。
 - オ 地域の実情に精通していること。
- (3) 各警察署に主任補導委員を1名置くものとする。
- (4) 署長は、補導委員の中から指導的な役割が果たせる者を主任補導委員として推薦するものとする。

4 解嘱

- (1) 署長は、補導委員等から辞職の申出があったときは、辞職申出書（様式第1号）の提出を受け、本部長へ上申するものとする。ただし、当該補導委員等が死亡したとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- (2) 署長は、補導委員等に任務の遂行に適しない事由があると認めるときは、本部長に対し、解嘱上申書（様式第2号）により、解嘱を上申するものとする。

- (3) 本部長は、(1)又は(2)の上申を受け、解嘱の必要があると認めるときは、補導委員等を解嘱することができるものとする。

5 任期

- (1) 補導委員等の任期は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- (2) 本部長は、補導委員等が欠けたときは、その後任の補導委員等を署長の推薦により、委嘱することができる。この場合において、後任の補導委員等の任期は、前任の補導委員等の残任期間とする。
- (3) 署長は、主任補導委員が欠けたときは、補導委員の中から主任補導委員を推薦することができる。

6 任務

- (1) 補導委員の任務は、次のとおりとする。
- ア 少年の保護及び少年相談に関すること。
 - イ 非行少年等の早期発見、補導、必要な継続補導等立ち直り支援に関すること。
 - ウ 少年をめぐる有害環境の浄化及び福祉犯罪の発見通報に関すること。
 - エ 非行防止のための広報・啓発に関すること。
 - オ 少年の社会参加活動に関すること。
 - カ 前アからオに掲げるもののほか少年非行防止の目的を達成するため、地域の実情に応じて必要と認められる活動に関すること。
- (2) 主任補導委員の任務は、前記によるもののほか次のとおりとする。
- ア 少年補導委員の指導に関すること。
 - イ 集团的不良交友関係にある少年に対する指導及び相談の受理に関すること。
 - ウ イに掲げる少年の立ち直りに向けた警察活動への協力援助に関すること。

7 補導委員等名簿

署長は、補導委員等の委嘱の都度、少年補導委員名簿（様式第3号）を整理しておかなければならない。

8 少年補導委員証の取扱い

- (1) 本部長は、補導委員等を委嘱したときは、補導委員等の身分を証明する少年補導委員証（様式第4号。以下「委員証」という。）を貸与するものとする。
- (2) 補導委員等は、少年非行防止活動に当たっては、委員証を携帯し、その身分を示す必要があるときは、これを提示しなければならない。
- (3) 補導委員等は、委員証の取扱いに注意し、盗難、紛失等があったときは、速やかに署長を経由して本部長に再交付を申し出るものとする。この場合において、再交付を受けた後、盗難等に係る委員証を発見したときは、署長を経由して本部長に返納するものとする。
- (4) 補導委員等が解嘱されたときは、委員証を署長を経由して委員証を返納するものとする。

9 補導委員等の心構え

補導委員等は、6の任務を行うに当たっては、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 少年の心理、生理その他の特性に関し深い理解をもって当たること。

- (2) 関係者の人権を尊重し、少年の健全育成の精神をもって当たること。
- (3) 人格及び識見の向上並びに、少年、その保護者等から尊敬と信頼が得られるように努めること。
- (4) 警察職員と常に緊密な連携を保ち、教員、児童委員、保護司、少年関係ボランティア等との連絡協調に努めること。
- (5) 任務上知り得た秘密を保持しなければならない。
- (6) 任務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めること。

10 少年相談

補導委員等は、少年及びその保護者等から少年の非行防止その他少年の健全育成に関する相談（以下「少年相談」という。）を受けたときは、その状況を警察職員を經由して署長に通報するものとする。

11 非行少年等の発見、補導及び通報

- (1) 補導委員等は、非行少年等を発見又は補導したとき若しくは非行少年等に関する情報を認知したときは、速やかに警察職員を經由して署長に通報するものとする。
- (2) 10又は前記の通報を受けた警察職員は、処理について署長の指揮を受けなければならない。ただし、急を要する事案又は軽易な事案については、処理を終えた後速やかに報告するものとする。

12 継続補導・継続支援

- (1) 署長は、発見された非行少年等のうち、特に継続して注意又は助言を行う必要があり、保護者等から依頼のあったもの若しくは少年の非行防止上特に必要と認められるもので保護者等（特定少年の場合は本人）から承諾の得られたものについては、補導委員等に期間を定めて継続補導・継続支援（以下「継続支援等」という。）を依頼することができるものとする。
- (2) 署長は、補導委員等に継続支援等を依頼するときは、支援等の目標を明確にするとともに、警察職員との共同による活動に配慮し、組織的な対応を図るものとする。
- (3) 継続支援等の依頼を受けた補導委員等は、家庭訪問、面接指導等の活動を通じて非行少年等に対する継続的な支援を行うものとする。この場合において、関係者のプライバシーに十分配慮するものとする。

13 有害環境の浄化

補導委員等は、著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性又は残虐性を助長するおそれのある興行、図書類、広告物、がん具類等を発見し、若しくはこれに関する情報を認知したときは、速やかに少年警察担当警察職員にその状況を通報するものとする。

14 運用上の留意事項

本部長及び署長は、この要綱の運用に当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 補導委員等の任務が積極的に推進されるよう参考資料の配布、研修会の開催その他任務の遂行に必要な知識及び技術の向上が促進されるように努めること。
- (2) 補導委員等に対する具体的な任務を依頼するに当たっては、当該補導委員等の年齢、職業、性格等を考慮し、適任者を選定すること。
- (3) 補導委員等と緊密に連携し、補導委員等の活動が円滑かつ効果的に行われるよう助

言・指導しなければならない。

15 補導委員連絡会等の設置

- (1) 警察署単位に補導委員等で構成する少年補導委員連絡会（以下「連絡会」という。）を設置するものとする。
- (2) 連絡会の代表で構成する島根県少年補導委員連絡協議会を設置するものとする。

様式第1号～様式第4号〔略〕